

## 随意契約理由書

件名	河川モニタリングカメラシステム運営管理業務
契約の相手方	アークシステム株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約の理由	<p>河川モニタリングカメラシステムとは、市内30箇所に設置した河川カメラの画像データを、受託者が提供する監視カメラ映像配信システムを利用して編集し、パソコン等のホームページ上に表示させるシステムである。</p> <p>既存のシステムは、競争見積あわせによる業者選定を行い、平成26年9月10日付で当該業者が受託し、システム構築及び運営管理を令和元年度末まで行ってきた。</p> <p>本件はその業務を令和2年度末まで引き続き依頼するものである。</p> <p>本業務の実施にあたっては、アークシステム株式会社が開発し、運営するカメラやサーバーを利用し、機器の取り扱いやHPで公開するためのサーバーの情報について専門的な知識・経験を有する当該業者でなければ実施することができない。</p> <p>また、当該業者は、平成26年12月から令和元年度末まで当該システムの管理運営業務を履行しているが、当該業務を着実かつ誠実にしている。加えて、本業務と同様の業務の実績もあり、高いレベルのノウハウを有しているため、サービスに支障をきたした場合などの緊急時の対応が可能である。</p> <p>以上のことから、本業務の履行については、当該業者以外に適切な者は考えられない。</p> <p>よって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、特命随意契約を締結するものである。</p>
担当部署 (問合せ先)	建設局防災部河川課 (電話番号 595-6371)